

放課後児童クラブひとり親等支援事業

市内の学童クラブを利用する際の利用料（保育料・おやつ代）について補助を行います。補助を受けるには、所定のお手続きが必要となります。

★目的★

ひとり親等または生活保護受給世帯における放課後児童クラブ利用料の負担を軽減し、当該家庭の生活の安定と自立を支援することを目的とする。

★対象となる方★

うるま市内に住所を有し、市内の放課後児童クラブを利用している方で次のいずれかの要件に該当する世帯

- ・児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成の受給者
- ・生活保護受給者

★軽減額★

利用している放課後児童クラブが定める利用料の2分の1の額
（ただし、上限月額5,000円）

※軽減後の利用料を放課後児童クラブへお支払いただくこととなります。

★対象期間★

申請を行った日の属する月の翌月から始め、軽減の対象要件に該当しなくなった日の属する月まで。（申請日が月の初日である場合は、申請した月より対象とする）

※年度毎の申請になります。継続して利用する場合であっても毎年申請が必要です。

★必要書類★

①・児童扶養手当証書

- ・母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証
- ・生活保護受給証明書

上記いずれかの写し

②うるま市放課後児童クラブひとり親等支援事業利用認定申請書（様式第1号）

③印鑑（認印可）

★ご注意ください★

- ・住所変更する場合や利用資格の要件を満たさなくなった場合（放課後児童クラブを退所した場合も含まれます）は、速やかに届出書を提出してください。
- ・利用資格の認定後であっても、申請書や添付書類等に虚偽や不正があった場合は、利用資格を喪失することがあります。

お問い合わせ先

うるま市役所 こども未来課 こども政策係

TEL989-5313